

新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期券のお取扱いについて

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、定期乗車券について下記のお取扱いをいたします。

1 定期券の払い戻しについて

【対象のお客さま】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、定期券を使用しないため払い戻しをされる場合

【払い戻し計算方法】

緊急事態宣言発令日の2020年4月7日以降、当該定期券を最後に使用した日を払い戻し申し出日とさせていただきます、発売額から①または②に加え手数料220円を差し引いて払い戻しいたします。

- ① 1ヵ月以上有効期間が残っている場合は、使用月数分の定期運賃
- ② 使用開始後7日以内の場合は、定期区間の往復のきっぷの運賃×使用日数

2 2020年2月28日以降の臨時休校に伴う通学定期券の払い戻しについて

【対象のお客さま】

2020年2月28日(金)以降、通学先の学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)が臨時休校となったため、通学定期券の払い戻しをされる場合

(最終登校日以降に通学定期券を使用されている場合は、対象外とさせていただきます)

【払い戻し計算方法】

お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を払い戻し起算日とし、1ヵ月以上有効期間が残っている場合は、使用月数分の運賃と手数料220円を差し引いた額を払い戻しいたします。

3 払い戻し期間について

このお取り扱いは、2021年5月25日(火)まで(緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から起算して1ヵ年以内)とさせていただきます。

4 通学証明書等のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休校等に伴い、有効な通学証明書等をご用意できないとき、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、通学定期券を発売いたします。

- 通学証明書等の有効期限が終了したものであっても、当面の間有効といたします。
- 通学証明書等に写真が貼付されていない場合であっても、当面の間有効といたします。

5 お問い合わせについて

箱根登山鉄道株式会社 鉄道部 TEL 0465-32-6823

営業時間 9:00~17:00 (土曜・休日・祝日を除く)